

愛媛労働局発表  
平成 31 年 4 月 10 日（水）

愛媛労働局  
職業安定部職業対策課  
課長 緒方 与二  
地方障害者雇用担当官 三ツ井 尚之  
(電話) 089-941-2940

## 平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果（平成 30 年 6 月 1 日現在）

- 企業の障害者実雇用率は 2.16%（前年同期 1.97%）
- 雇用率達成企業割合は 52.2%（前年同期 54.2%）

愛媛労働局では、このほど、民間企業における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、例えば、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日から改訂されています。（民間企業 2.0%→2.2%）

愛媛県内の障害者雇用率の改善を図るため、愛媛県及び愛媛県教育委員会と連携した取り組みを行います（別紙）

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.2%）

- ・雇用障害者数は 3,842.0 人、対前年 14.1%（476.0 人）増加
- ・実雇用率は 2.16%（対前年比 0.19 ポイント上昇）

（全国平均 2.05%）【全国第 2 3 位（同率）】

- ・法定雇用率達成企業の割合は 52.2%（前年比 2.0 ポイント低下）

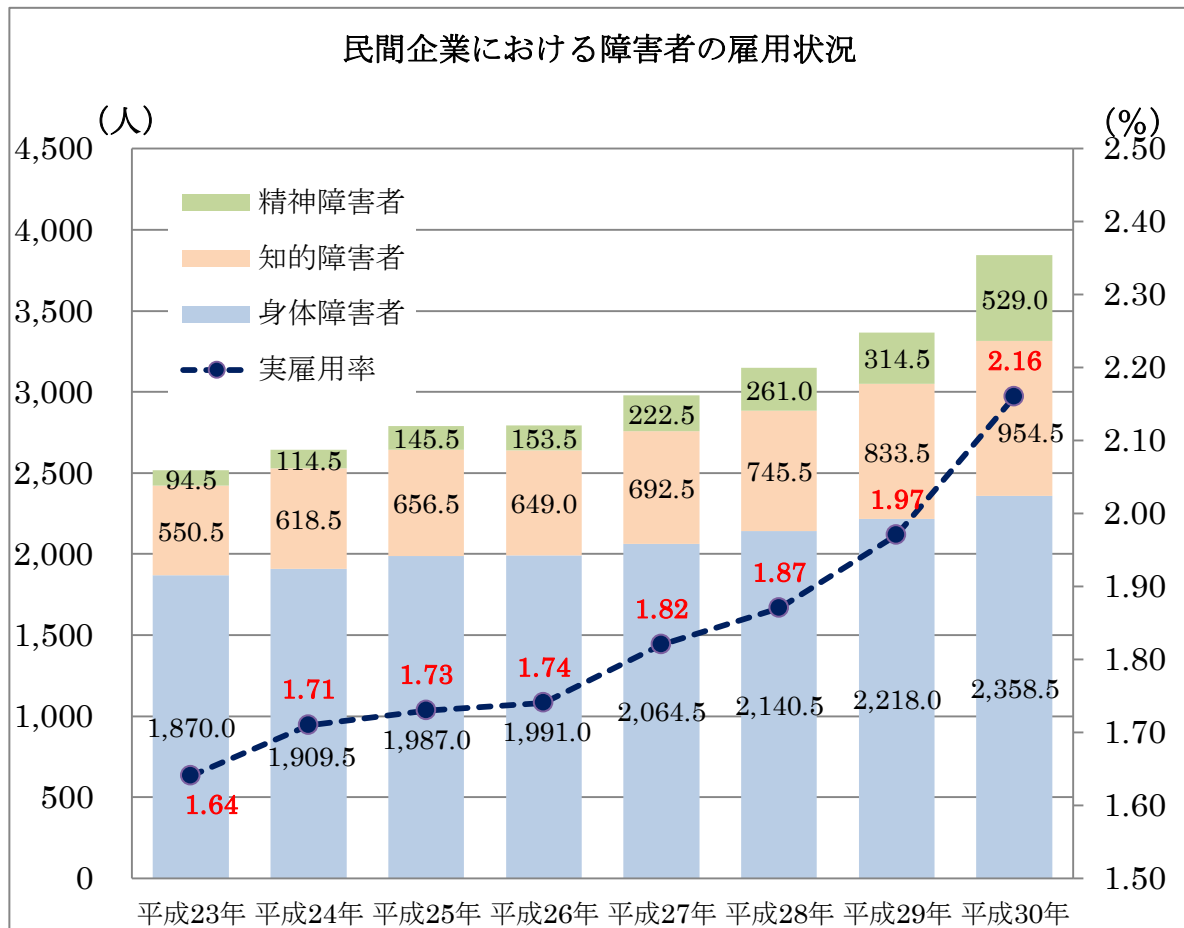
（全国平均 45.9%）【全国第 3 1 位】

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 調査対象となる民間企業が45.5人以上規模の企業（法定雇用率2.2%）に拡大されたため、1,028企業となり、95件（10.2%）増加した。
- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は3,842.0人で、前年より14.1%（476.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,358.5人（対前年比6.3%増）、知的障害者は954.5人（同14.5%増）、精神障害者は529.0人（同68.2%増）と、いずれも前年より増加し、精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.16%（前年は1.97%）、法定雇用率達成企業の割合は52.2%（同54.2%）であった。



（資料 P 1～3）

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満で844.5人（前年は50～100人未満で597.5人）、100～300人未満で1,085.0人（前年は1060.5人）、300～500人未満で425.0人（同419.0人）、500～1,000人未満で669.0人（565.0人）、1,000人以上で818.5人（同724.0人）と、すべての企業規模で前年より増加した。

- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で2.38%（前年は50～100人未満で1.96%）、100～300人未満で1.99%（前年は1.93%）、300～500人未満で1.97%（同1.93%）、500～1,000人未満で2.31%（同2.01%）、1,000人以上で2.22%（同2.04%）となった。  
なお、民間企業全体の実雇用率2.16%（同1.97%）と比較すると、45.5～100人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上企業規模が上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満で48.4%（前年は50～100人未満で50.1%）、100～300人未満で58.1%（前年は60.1%）、300～500人未満で53.2%（同56.5%）、500～1,000人未満で53.2%（同45.7%）、1,000人以上で43.8%（同53.3%）となり、500～1,000人未満企業規模の区分のみ前年より増加した。  
(資料P 2)

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は「宿泊業, 飲食サービス業」と「複合サービス事業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療, 福祉」（3.35%）、「生活関連サービス業, 娯楽業」（2.24%）が法定雇用率を上回っている。  
(資料P 3)

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は491社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が341社（69.5%）、1.5人以上不足である企業が150社（30.5%）となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.1%となっている。  
(資料P 2・3)

(別紙)

## 障害者雇用率改善プラン（平成 30 年～平成 31 年）

（愛媛県内の障害者雇用率改善のための取組について）

愛媛労働局

愛 媛 県

愛媛県及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、県内の障がい者雇用率の一層の改善を図るため、次の取組を行う。

### 1 愛媛県と愛媛労働局との連携強化による取組

#### （1）経済団体への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

#### （2）特別支援学校等との連携

ア 「<sup>えがお</sup>愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」（県教育委員会主催）の見学会を兼ねた「障がい者雇用促進セミナー」（県・局共催）を、同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を事業所が直接見学することにより、障がい者雇用の理解と関心を高め、今後の障がい者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、各ハローワークを通じて周知を図る。

ウ 特別支援学校等に在籍する生徒を対象とした「合同就職説明会」（県・教育委員会主催）の開催に向けて、労働局及び各ハローワークと連携し、企業の参加促進を図る。

#### （3）一層の連携強化

県経済労働部と局職業安定部による連絡会を定期的に行い、情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障がい者雇用に繋げることをとする。

ア 障がい者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出

イ 障がい者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備

ウ 特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実

エ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに  
情報収集及び提供

## 2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

### (1) 労働局とハローワークによる雇用率達成の要請及び指導の強化

国の出先機関及び地方公共団体等について、職業安定部長、各公共職業安定所長等が県内の国の出先機関の管理者、自治体の首長を訪問し、自組織の障害者雇用の推進を要請する。併せて、自治体の首長については地元企業の障がい者雇用についての働きかけを要請する。

民間企業については、全ての雇用率未達成企業のうち、特に障害者0人雇用企業を中心に、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

### (2) 雇用義務対象者への文書での要請、職業紹介及び定着支援の強化

ア 労働局長名による障がい者雇用要請文を障がい者雇用率未達成企業に送付する。

イ 2021年4月までに予定されている民間企業2.3%、地方公共団体2.6%の達成を視野に入れた障がい者雇用数等の進捗管理を徹底する。

ウ 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）他関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。

エ 各ハローワークにおいて、雇用率未達成者を中心に障害者就職面接会等（ミニ面接会を含む。）を開催すると共に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を県内各地において実施する。

## 3 愛媛県及び愛媛労働局の障がい者採用計画

### (1) 愛媛県の取組

#### ア 正規職員の採用

身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者を対象とした追加試験の実施

#### イ 臨時職員（事務補助）の採用

身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者を対象とした採用試験の実施

#### ウ 非常勤職員（作業補助）の採用

出先機関において作業補助業務に従事する職員を雇用

#### エ えひめチャレンジオフィス（仮称）の設置

知的及び精神障がい者のうち、常時勤務による民間企業等への就労が困難な者を非常勤職員として3年を上限に雇用し、民間企業や県・市町等への就職（ステップアップ）を支援

### (2) 労働局の取組

チャレンジ雇用等既存の取り組みに加え、障がい者の常勤採用に向けた新たな選考採用を実施する。

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

年	企業数	常用労働者数(人)	障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)	
					全国		全国
昭和52年	408	76,294	1,177	1.54	1.09	63.5	52.8
昭和53年	374	71,710	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
昭和54年	398	74,653	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
昭和55年	406	77,239	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
昭和56年	415	80,131	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
昭和57年	420	81,557	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
昭和58年	418	81,635	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
昭和59年	428	83,979	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
昭和60年	442	86,947	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
昭和61年	440	86,921	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
昭和62年	433	85,556	1,323	1.55	1.25	66.1	53.0
昭和63年	471	89,614	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成元年	495	93,419	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
平成2年	512	97,775	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
平成3年	524	99,325	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
平成4年	566	104,627	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
平成5年	581	107,421	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
平成6年	592	109,257	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
平成7年	572	108,228	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
平成8年	571	108,908	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
平成9年	557	110,050	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
平成10年	574	113,706	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
平成11年	630	117,329	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
平成12年	623	115,866	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
平成13年	587	112,908	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
平成14年	614	115,959	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
平成15年	627	121,839	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
平成16年	679	131,024	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
平成17年	692	134,049	2,037	1.52	1.49	48.6	42.1
平成18年	695	136,398	2,118	1.55	1.52	51.7	43.4
平成19年	728	140,105	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
平成20年	714	140,902	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
平成21年	728	141,172	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
平成22年	734	138,398	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
平成23年	780	153,190	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
平成24年	789	154,398.0	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
平成25年	889	160,848.5	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
平成26年	902	160,583.0	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
平成27年	911	163,940.0	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2
平成28年	920	168,288.5	3,147.0	1.87	1.92	51.7	48.8
平成29年	933	170,792.0	3,366.0	1.97	1.97	54.2	50.0
平成30年	1,028	189,104.0	3,842.0	2.16	2.05	52.2	45.9

- ・各年とも6月1日現在
- ・企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上、平成25年から50人以上規模)
- ・常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- ・障害者数は、次の合計数
  - ～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
  - 昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者
  - 平成5年～＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)重度障害者(身体、知的)の短時間労働者
- ・法定雇用率 1.8% (平成10年7月1日から)
- ・平成18年4月1日～ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・平成22年7月1日～ 重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・法定雇用率 2.0% (平成25年4月1日から)
- ・法定雇用率 2.2% (平成30年4月1日から)
  - 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウント
  - ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
  - ②平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後の精神障害者福祉手帳を取得した者

# 民間企業における障害者雇用状況(規模別)

平成30年6月1日現在

愛媛労働局

規模別	年	企業数 a	常用労働者 総数	法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数 b	障 害 者 数															実雇 用率 (%) ヨ/b	雇用率 達成		不足 数 (人)	雇用率 未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足	
					イ 重度 身体	ロ 重度 以外 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 以外 身体	ホ 重度 知的	ヘ 重度 以外 知的	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 以外 知的	リ 精神	ヌ 短時間 精神	ル 又のち 3年以 内の短 時間 精神	ヲ 身体計 (イ×2+ ロ+ハ+ ニ×0.5)	ワ 知的計 (ホ×2+ ヘ+ト+ チ×0.5)	カ 精神計 リ+(ヌ- ル)× 0.5)+ル	ヨ 合計 (ヲ+ワ +カ)		企業数 c	割合 (%) c/a		企業数 d	割合 (%) d/a	企業数 e	割合 (%) e/a	企業数 f	割合 (%) f/a	企業数 g	割合 (%) g/a
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ		ヨ/b	c		c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a	g
45.5人 ~100人未満 50.0人 ~100人未満	30年	545	36,828.5	35,439.5	94	149	98	51	13	95	4	112	25	190	166	460.5	181.0	203.0	844.5	2.38	264	48.4	290.5	281	51.6	266	48.8	266	48.8	15	2.8
	29年	449	31,601.0	30,527.0	75	147	65	49	12	78	1	56	22	116		386.5	131.0	80.0	597.5	1.96	225	50.1	218.0	224	49.9	212	47.2	224	49.9	0	0.0
	増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100人 ~300人未満	30年	358	59,509.0	54,591.0	198	258	35	39	18	159	9	112	69	57	38	708.5	260.0	116.5	1,085.0	1.99	208	58.1	270.0	150	41.9	24	6.7	63	17.6	87	24.3
	29年	361	59,759.0	54,994.0	184	257	46	58	17	145	13	154	61	61		700.0	269.0	91.5	1,060.5	1.93	217	60.1	223.0	144	39.9	36	10.0	74	20.5	70	19.4
	増減	▲3	▲250.0	▲403.0	14	1	▲11	▲19	1	14	▲4	▲42	8	▲4		8.5	▲9.0	25.0	24.5	0.06	▲9	▲2.0	47.0	6	2.0	▲12	▲3.3	▲11	▲2.9	17	4.9
300人 ~500人未満	30年	62	23,748.0	21,523.0	87	112	8	16	5	58	3	21	30	12	11	302.0	81.5	41.5	425.0	1.97	33	53.2	78.0	29	46.8	0	0.0	6	9.7	23	37.1
	29年	62	23,780.0	21,678.0	83	122	17	18	4	56	3	29	17	13		314.0	81.5	23.5	419.0	1.93	35	56.5	74.0	27	43.5	0	0.0	8	12.9	19	30.6
	増減	0	▲32.0	▲155.0	4	▲10	▲9	▲2	1	2	0	▲8	13	▲1		▲12.0	0.0	18.0	6.0	0.04	▲2	▲3.3	4.0	2	3.3	0	0.0	▲2	▲3.2	4	6.5
500人 ~1000人未満	30年	47	31,422.0	29,014.0	116	129	36	22	16	110	7	62	49	49	15	408.0	180.0	81.0	669.0	2.31	25	53.2	61.0	22	46.8	0	0.0	5	10.6	17	36.2
	29年	46	30,832.0	28,040.0	101	132	25	16	15	95	4	42	31	34		367.0	150.0	48.0	565.0	2.01	21	45.7	68.5	25	54.3	0	0.0	9	19.6	16	34.8
	増減	1	590.0	974.0	15	▲3	11	6	1	15	3	20	18	15		41.0	30.0	33.0	104.0	0.30	4	7.5	▲7.5	▲3	▲7.5	0	0.0	▲4	▲9.0	1	1.4
1000人以上	30年	16	37,596.5	36,906.5	147	169	12	9	17	202	5	22	77	13	7	479.5	252.0	87.0	818.5	2.22	7	43.8	35.5	9	56.3	0	0.0	1	6.3	8	50.0
	29年	15	36,233.0	35,553.0	137	163	10	7	19	152	1	22	64	15		450.5	202.0	71.5	724.0	2.04	8	53.3	19.5	7	46.7	0	0.0	2	13.3	5	33.3
	増減	1	1,363.5	1,353.5	10	6	2	2	▲2	50	4	0	13	▲2		29.0	50.0	15.5	94.5	0.18	▲1	▲9.5	16.0	2	9.6	0	0.0	▲1	▲7.0	3	16.7
合計	30年	1028	189,104.0	177,474.0	642	817	189	137	69	624	28	329	250	321	237	2358.5	954.5	529.0	3,842.0	2.16	537	52.2	735.0	491	47.8	290	28.2	341	33.2	150	14.6
	29年	933	182,205.0	170,792.0	580	821	163	148	67	526	22	303	195	239		2218.0	833.5	314.5	3,366.0	1.97	506	54.2	603.0	427	45.8	248	26.6	317	34.0	110	11.8
	増減	95	6,899.0	6,682.0	62	▲4	26	▲11	2	98	6	26	55	82		140.5	121.0	214.5	476.0	0.19	31	▲2.0	132.0	64	2.0	42	1.6	24	▲0.8	40	2.8

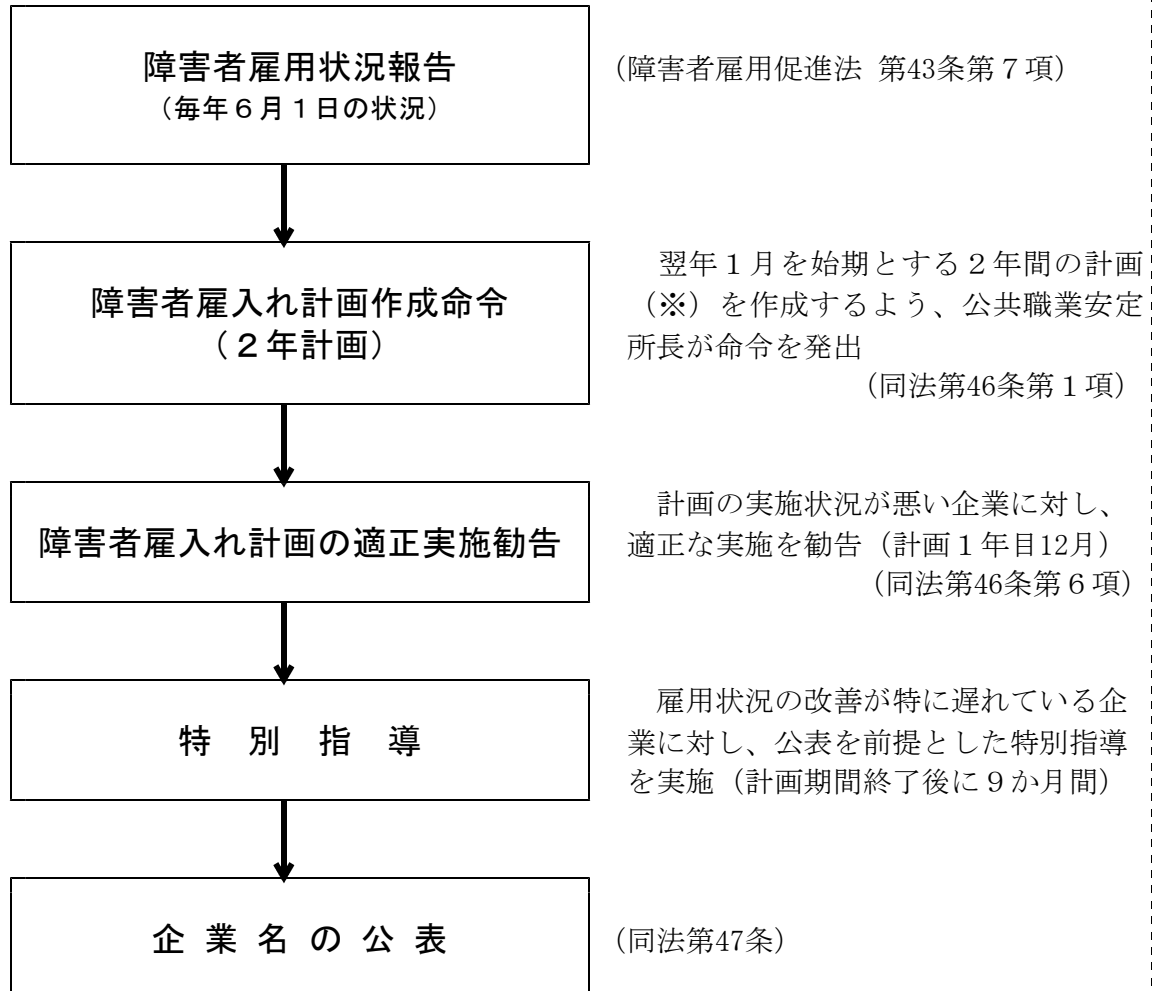
(注)各年とも6月1日現在。





## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

- 平成29年度の実績
  - \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社
  - \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
  - \* 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社(29年度)
- 企業名の公表
  - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
  - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること